**社会福祉法人吉幸会**

**介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）**

介護職員の処遇改善につきましては、これまでにも何度かの取り組みが行われてきました。  
直近では、令和元（2019）年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。  
当該加算を算定するにあたり、

**A　現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。  
B　介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。  
C　介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること**

という3つの要件を満たしている必要があります。

Cの「見える化」要件とは、① 2020年度からの算定要件で、② 介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

**職場環境要件に関する取り組み**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 分類 | **内　　　　　　容** | **当法人の取組** |
| 資質の向上 | 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む） | 資格取得支援制度として介護福祉士実務者研修の受講支援を導入し、受講費用の貸付、受験に際して勤務シフトの考慮等を行うことにより、職員が研修や講習・試験を受けやすい環境を整えている。  各種研修受講については、法人の研修委員会により階層別研修を計画的に実施し、職員の育成を行っている。 |
| 雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実 | 法人に雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度等を検討・協議する「衛生推進者会議」を設置し、担当者及び管理者の資質向上と事業場の雇用管理改善対策の充実化を図っている。 |
| 労働環境・処遇の改善 | 介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入 | 特殊浴槽の導入、尿臭センサー、スライディングボード、センサーマット、ケアコラボ等、介護・ICT機器（ロボット）の積極的な導入による業務の効率化及び労務負担軽減、や職員の腰痛対策等に取り組んでいる。 |
| ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 | 申し送りだけでなく、スマートフォン活用による介護記録システム（ケアコラボ）の導入により、随時の状況共有を実施しコミュニケーションが円滑になるよう支援している。また、最新の情報を瞬時に一斉に共有できることで職員の気づきを促し、利用者様へのケアの質向上に努めている。 |
| 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化 | 各種事故対応マニュアルやBCPを整備し、責任の所在を明確にしている。 |
| その他 | 介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化 | ホームページにミッション・ビジョン・バリュー（法人理念等）を掲載して、常時誰でも閲覧できるよう工夫している他、施設内の掲示板等に掲示し、理念の共有と浸透を図っている。 |
| 非正規職員から正規職員への転換 | 非正規職員から正規職員への転換に関するルールを作成して、職員に周知するとともに、転換を奨励している。 |